社会福祉法人八王子市社会福祉協議会
東京八王子中央ライオンズクラブ
視聴覚障害者・アイバンク福祉基金の助成金取扱基準

（平成 22 年 3 月 31 日　制　定）

（助成対象事業）

第 1 条　八王子市内の視覚、聴覚障害者福祉を振興、発展するための事業であって、事業の実施が必要と認められ、継続性が期待できる事業であること。

（助成対象にならない事業）

第 2 条　前条の規定にかかわらず次の事業は、助成対象事業としない。

(1)　国又は地方公共団体の補助制度が設けられている事業。

(2)　営利を目的とする事業

(3)　調査研究が主である事業

(4)　自ら主催実施しない事業

（助成対象費用）

第 3 条　助成対象費用は、物品（備品を含む。）の購入費および事業経費とする。ただし、購入に係る税金・保険料等の諸経費は除くものとする。

（助成対象金額の限度）

第 4 条　助成の総額は、2 年間のアイバンク福祉基金の利息合計を限度とする。

（助成対象事業の選定方法）

第 5 条　助成対象事業の選定は、社会福祉法人八王子市社会福祉協議会の会長、副会長及び常務理事による選定委員会において決定する。助成事業として決定した場合は、各団体に通知し所定の手続きにより助成金を交付する。

（助成対象事業の応募方法）

第 6 条　助成対象事業の応募等については次による。

(1)　実施年度前年度 3 月発行の「社協だより」で公募する。募集期間は、1 箇月とし、この期間内に応募した事業を選定対象事業とする。

(2)　応募は 1 団体 1 事業（1 物品）とする。

(3)　応募は別紙 1 「社会福祉団体等助成金交付申請書　(アイバンク福祉基金助成)」に別紙 2 の書類を添付して提出することとする。

(4)　応募された団体については、選定委員会においてヒアリングをする場合がある。

（その他の条件）

第 7 条　助成を受けた助成対象物品（備品）には、「社会福祉法人八王子市社会福祉

協議会東京八王子中央ライオンズクラブ視聴覚障害者・アイバンク福祉基金助成」と表示することとする。

第８条　この取扱基準の規定にかかわらず、会長が特に認めたときは、この限りでない。

第９条　その他必要な事項は、会長が別に定める。

（施行期日）

この基準は、平成 22 年 3 月 31 日から施行する。

別紙２　申請に必要な書類

１、定款又は規約

２、役員名簿

３、当該年度事業計画書

４、当該年度予算書

５、前年度事業報告書

６、前年度会計決算書

７、見積書